

兵庫県立大学経営学研究科規程第1号

経営学研究科規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学大学院学則（平成25年法人規程第76号、以下「大学院学則」という。）に基づき、兵庫県立大学大学院経営学研究科（以下「本研究科」という。）の教育研究上の目的、教育課程及び履修方法等に関して必要な事項について定めるものとする。

(専決事項の規定)

第2条 公立大学法人兵庫県立大学決裁規程（平成25年法人規程第6号）第4条に規定する専決事項として経営学研究科長（以下「研究科長」という。）が専決するものについて、この規程においては、研究科長が許可又は決定を行うものとして規定する。

(教育研究上の目的)

第3条 本研究科は、経営学の分野で創造的、独創的な研究を推進し、広く世界に情報発信することによって学問の発展に寄与するとともに、経営学の理論及び応用の教授研究を通じて深奥を究め、高度な専門知識と国際性を備えた人材を育成し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

2 博士後期課程においては、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度な専門知識、研究能力及び豊かな人間性を持つ人材を育成する。

(授業科目及び単位の計算)

第4条 本研究科の授業科目及び単位数その他履修に関する事項については、別表第1のとおりとする。

2 博士後期課程において、在学期間の短縮を受ける学生の履修方法については、別に定める。

3 授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組合せに応じ、前2号に規定する基準をもって1単位とする。

4 各年度の開講科目名、授業時間数は学年の始めに告示する。

(指導教員)

第5条 学生について指導教員を定める。

(履修科目の届出)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目については、指導教員の承認を得て、毎学年の所定の期日までに履修科目の届出をしなければならない。

- 2 学生は、履修科目の届出をした授業科目でなければ試験を受けることができない。
- 3 届出期限後の履修科目の変更は、正規の手続による履修科目の取消しの場合を除き、認められない。
- 4 前項の規定にかかわらず、開講科目、授業時間割表等が中途変更されたときは、その都度、履修科目の届出の変更を認める。

(他研究科の授業科目の履修)

第7条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、経営学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の意見を聴いた上で、学生に他の研究科の授業科目を履修させることができる。

- 2 研究科長は、前項の規定により他の研究科の授業科目の履修を許可するときは、履修先の研究科長と協議しなければならない。ただし、経済学研究科、会計研究科及び経営研究科にあつては、この限りではない。
- 3 第1項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、本研究科において修得したものとみなすことができる。

(他大学院における授業科目の履修等)

第8条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院（外国の大学院を含む。）と本研究科との協議に基づき、研究科委員会の意見を聴いた上で、学生に当該大学院の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位を超えない範囲で本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第9条 研究科長は、教育上有益と認めるときは、研究科委員会の意見を聴いた上で、学生が本研究科に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、前条の規定により本研究科において修得したものとみなす単位数と合わせて、10単位を超えないものとする。
- 3 学生は、入学前の既修得単位の認定を受けようとするときは、既修得単位認定願を所定の期日までに学務所管課に提出しなければならない。

(他大学院学生の受入れ)

第10条 研究科長は、他の大学院の学生が本研究科の授業科目の履修を願い出たときは、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。

(転研究科)

- 第11条 研究科長は、学生が転研究科を希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを許可することができる。
- 2 研究科長は、前項の規定により転研究科の許可をする場合にあっては、希望先の研究科長と協議しなければならない。
 - 3 研究科長は、他の研究科の学生で本研究科に転研究科を希望する者があるときは、選考の上これを許可することができる。
 - 4 前項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定については、研究科長が、研究科委員会の意見を聴いた上で、これを行うものとする。
 - 5 第3項の選考に関して必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

(授業科目の成績)

- 第12条 授業科目の成績は、試験の結果及び日常の学習状況を総合して次の基準により評価する。
- (1) 成績は100点満点とし、60点以上をもって合格とする。
 - (2) 合格した授業科目には所定の単位を与える。
 - (3) 合格した授業科目の成績は、S、A、B及びCの評語をもって表し、その区分及び評価の基準は次のとおりとする。

評語	区分	評価の基準
S	90点以上	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
A	80点以上 90点未満	到達目標を十分に達成できている優れた成績
B	70点以上 80点未満	到達目標を達成できている成績
C	60点以上 70点未満	到達目標を最低限達成できている成績

- 2 博士論文の評価は、合格又は不合格をもって表す。
- 3 合格した授業科目については、再評価しない。
- 4 休学期間中に開講されている授業科目については、その単位を認めない。

(博士論文)

- 第13条 所定の期間在学した学生は、博士論文を提出することができる。
- 2 博士論文の提出の期限、審査の方法その他学位の授与に関する事項は、兵庫県立大学学位規程（平成25年法人規程第109号）に従う。

(最終試験)

- 第14条 最終試験は、所定の単位を修得し、前条に規定された博士論文を提出した者について行う。
- 2 最終試験は、博士論文を中心として関連のある学科目について行う。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、教育課程及び履修方法に関して必要な事項は、研究科委員会の意見を聴いた上で、研究科長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月19日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月7日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月19日改正)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年10月18日改正)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月20日改正)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。ただし、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。